

○富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付要綱

令和 6 年 9 月 30 日告示第 161 号

富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進することにより交通事故の防止及び被害軽減を図るため、自転車に乗車する市民に対し、予算の範囲内において、富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、富津市補助金等交付規則（昭和 47 年規則第 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「自転車乗車用ヘルメット」とは、次に掲げる要件の全てを満たす乗車用ヘルメットをいう。

(1) 次のいずれかの安全基準に係るマークが付されたものであること。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した SG マーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した JCF マーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した CE マーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した GS マーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した CPSC マーク

カ アからオまでに掲げるものに類するものとして市長が認めるもの

(2) 新品のものであること。

(3) 本市、国又は他の地方公共団体から当該自転車乗車用ヘルメットの購入について補助その他相当の反対給付を受けない給付を受けていないこと。

2 この要綱において「使用者」とは、自転車乗車用ヘルメットの購入日及び第5条第1項の申請書兼請求書の提出日において、本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民記録台帳に記録されている個人で、当該自転車乗車用ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に自転車乗車用ヘルメットを購入した使用者とする。ただし、使用者が未成年の場合にあつては、使用者の保護者（自転車乗車用ヘルメットの購入日及び第5条第1項の申請書兼請求書の提出日において本市に居住している者に限る。）で、自転車乗車用ヘルメットを購入した者とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、自転車乗車用ヘルメットの購入経費（消費税及び地方消費税を含む。送料、装飾品等除く。）に対し、1個につき2,000円とする。ただし、自転車乗車用ヘルメットの購入費用が2,000円未満のときは、その額とし、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、使用者1人につき自転車乗車用ヘルメット1個を限度とする。

（補助金の交付に係る手続の方式）

第5条 補助金の交付に関する手続は、次の各号のいずれかの方式により行うものとする。

（1） 郵送申請方式（申請者が補助金の交付に関する書類を郵送により市に申請する方式をいう。）

（2） 電子申請方式（申請者が電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して市に申請する方式をいう。）

（3） 窓口申請方式（申請者が補助金の交付に関する書類を窓口に持参し、市に申請する方式をいう。）

(交付の申請等)

第6条 規則第3条の規定による申請書は、富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）によるものとし、規則第10条の補助事業等実績報告書及び規則第13条の交付請求書を兼ねるものとする。

2 前項の申請書兼請求書の添付書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 自転車乗車用ヘルメットの購入に係る領収書等で、次に掲げる項目の記載があるもの

ア 領収日

イ 自転車乗車用ヘルメットの購入金額

ウ 購入店名

エ 自転車乗車用ヘルメットを購入したことが確認できる購入品目

(2) 第2条第1号に掲げるマークが付されていることを確認することができるもの

(3) 本人確認書類（使用者が未成年の場合にあっては、使用者及び前項の申請書兼請求書を提出した者の本人確認書類）

(4) 補助金の振込先の金融機関の口座を確認することができる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前項第2号及び第4号の規定にかかわらず、市長は、これらの規定に掲げる書類により審査すべき事項をその提示により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

4 第1項の申請書兼請求書の提出期限は、令和7年3月31日とする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、補助金の交付を受けて購入した自転車乗車用ヘルメットを譲渡しないこととする。

(決定の通知等)

第8条 規則第6条の規定による通知は、富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付可否決定通知書兼額確定通知書（別記第2号様式）により行うものとし、規則第12条の規定による額の確定の通知を兼ねるものとする。

(決定の取消し)

第9条 規則第15条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付決定取消通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

富津市長 様

富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、交付の決定を受けた場合は、当該交付の決定に係る補助金の額を以下の振込先に振り込んでください。

申請者	住所	〒		電話番号 (日中連絡がとれる番号)		—	
		富津市					
	フリガナ氏名			生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年 月 日	
使用者	☐ 申請者本人	使用者が未成年者（申請時に18歳未満）の場合は記入してください。					
		フリガナ					
		氏 名					
		生年月日 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日					
		住 所 （申請者と同じ場合は記入不要）					
		〒					
富津市							
申請者との関係 ☐ 子 ☐ その他（ ）							
購入日	年 月 日		安全基準	☐ SG ☐ JCF ☐ CE (EN1078) ☐ GS ☐ CPSC ☐ その他（ ）		市確認	
購入金額 (消費税及び地方消費税を含む。送料、装飾品等除く。)	円						
補助金申請額 (上限額 2,000 円)	円						

○添付書類

- ☐ 申請者の本人確認ができる書類（氏名、現住所、生年月日が確認できるもの）
- ☐ 使用者の本人確認ができる書類（氏名、現住所、生年月日が確認できるもの）
※申請者と同一の場合は不要
- ☐ 補助の対象となる自転車乗車用ヘルメットを購入したことを証する書類
(領収日、購入金額、購入店名、購入品目が確認できるもの)
- ☐ 補助の対象となる自転車乗車用ヘルメットの安全基準の認証が確認できる書類
(保証書、購入したヘルメットに認証マークがあることがわかる写真等)
- ☐ 振込先口座が確認できる書類 ※申請者本人名義の口座に限る

(裏面に続く。)

(裏面)

○振込先 ※申請者本人名義の口座に限ります。

下記の口座に補助金を振り込んでください。

☐ ゆうちょ銀行以外の金融機関

金 融 機 関 名					支 店 名				口座種別			
					1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 新漁連 4 信連		本・支店 本・支所 出張所		1 普通 2 当座			
金融機関番号					店番号							
フリガナ							口 座 番 号					
口座名義 ※通帳の表 記に合わせ てください												

☐ ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行		通 帳 記 号 【6桁目がある場合は※欄に記入】					
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上 又はキャッシュカードに記載された、記号・番号を記入して ください。		1				0	※
フリガナ		通 帳 番 号					
口座名義 ※通帳の表 記に合わせ てください							

誓約書及び同意事項

1. 申請内容に虚偽はありません。
2. 使用者について、過去に本補助金の交付を受けていません。
3. 補助を受けた自転車乗車用ヘルメットを譲渡しません。
4. 審査のため、住民基本台帳情報等の確認を行うことや資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
5. 自転車乗車用ヘルメットの安全基準の認証について、富津市が適正であるものか判断することに同意します。
6. 私は、富津市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではありません。

私は、上記事項の全てに誓約・同意します。また、これに反した場合は、補助金交付決定が取り消され、補助金を返還することを誓約します。

申請者氏名 (自署)

第2号様式（第8条関係）

富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付可否決定通知書兼額確定通知書

番 号
年 月 日

様

富津市長

年 月 日付けで申請のあった自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付について、富津市補助金等交付規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金を交付します。
補助金交付決定額

円

（交付の条件）

- 2 補助金を交付しません。
（理由）

第3号様式（第9条関係）

富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付決定取消通知書

番 号
年 月 日

様

富津市長

年 月 日付け 第 号で交付決定した富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金について、富津市補助金等交付規則第15条第 号の規定により、下記のとおり富津市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金の交付決定を取り消しましたので、同条第3項で準用する同規則第6条第1項の規定により通知します。

併せて、同規則第16条第1項の規定により、すでに交付した自転車増車用ヘルメット購入費補助金について、下記の通り返還を命じます。

記

補 助 金 交 付 決 定 日	
補 助 金 交 付 決 定 通 知 番 号	
補助金の交付決定の取消内容	
補助金の交付決定の取消理由	
補助金の交付決定の取消額	
補 助 金 の 返 還 期 限	